

議案第 57 号

松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 可燃物及び不燃物（粗大ごみを含む。）処理施設

名称 松阪市クリーンセンター

位置 松阪市桂瀬町 751 番地

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 資源物処理施設

名称 松阪市リサイクルセンター

位置 松阪市町平尾町 351 番地 2

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 資源物保管施設

名称 三雲リサイクルセンター

位置 松阪市曾原町 2249 番地

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。